08 南商発第244号
令和8年10月9日

南 国 市 商 工 会
会 長　杉村　寛
（公印省略）

消費税改正・税率引下げの講習会のご案内
～飲食料品の消費税率1%への引下げ(令和9年4月実施予定)等～

錦秋の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、政府は飲食料品に係る消費税率を令和9年4月1日から2年間1%に引き下げる方針を閣議決定し、関連法案の今臨時国会での審議が予定されています。このたび、この税率引下げ(案)と、令和8年度税制改正における消費税の見直し(インボイス制度の経過措置等)につきまして、会員の皆様の実務対応に資することを目的に、下記のとおり講習会を開催いたします。

つきましては、講習会に参加をご希望される方は、下記の参加申込書に記入後 FAX または電話にてお申し込みください。

開催日時	令和8年11月17日(火) 午後1時30分～3時30分
場　所	南国市商工会館 3階ホール ※駐車場:南国市商工会東隣り 海洋堂 Space Factory なんこく 又は南国市商工会西隣り
講　師	八松一仁税理士事務所 八松一仁　税理士
内　容	＊飲食料品に係る消費税率引下げ(案)のポイントと実務上の準備 ＊令和8年度消費税改正の概要と実務への影響 ＊インボイス制度の経過措置と留意点　ほか ※税率引下げは開催時点で公表されている政府案・法案の内容に基づきご説明します。今後の国会審議により変更される場合があります。

南国市商工会　行　　FAX088-863-0201

消費税改正・税率引下げの講習会参加申込書

（定員 50 名）

事業所名		
参加者氏名		
連絡先(電話番号)		

■問合せ先　南国市商工会　TEL 088-864-3073